

第6回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年12月26日(火)午後3時00分から午後4時06分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	□田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(1名) 2番 菅野 能稔

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について
第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

第6号 現況証明について

第7号 幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針について

6	事務局長	廣瀬 紀幸
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第6回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、10番深松委員、12番石川委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、2番菅野委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報告書について、1法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から14番について説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>1 ページから 4 ページに記載されております 14 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第 2 号 1 番から 14 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第 2 号 1 番から 14 番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第 3 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 3 号 1 番、2 番の説明をいたします。</p> <p>報告第 3 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書 5 ページの今月 18 日に町公社が利用調整を行った 2 件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第 3 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第 3 号 1 番、2 番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番、2 番について事務局から説明いたします。</p> <p>【議案第 1 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は報告第 3 号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の 2 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。</p>

議長	次に議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第2号1番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	<p>【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用地区域から除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番の農家住宅の建設に係る農振区域からの除外については、特に問題がないということによろしいでしょうか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	異議なしとします。よって議案第2号1番は特に問題なしと答申することに決定いたしました。
議長	次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第3号1番から6番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第3号1番から6番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
15番	15番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番から6番について原

案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番から6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号7番から12番について事務局から説明を申し上げます。

事務局 **【議案第3号7番から12番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書4ページから6ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号7番から12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号13番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号13番から20番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査7ページから10ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号13番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号13番から20番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号21番から26番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号21番から26番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページから13ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号21番から26番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号21番から26番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号27番、28番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号27番、28番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書14ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番 21 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 27 番、28 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 27 番、28 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号 29 番から 32 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 29 番から 32 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 15 ページ、16 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番 15 番説明いたします。これらの案件は、後継者への経営移譲に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 29 番から 32 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 29 番から 32 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号 33 番から 40 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号33番から40番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書17ページから20ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。33番から36番の案件は、後継者への経営移譲に伴う借り換えであります。また、37番から40番の案件は、賃料の変更で町公社が今月18日に利用調整を行ったものであります。いずれの案件も借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思いません。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号33番から40番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号33番から40番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号41番、42番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号41番、42番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書21ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号41番、42番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号41番、42番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号43番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号43番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書22ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、農地所有適格化法人の移行に伴う借受者の変更であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号43番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号43番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号44番から46番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号44番から46番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書22ページ下段から23ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。これらの案件は、先月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。44番の案件につきましては、譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと考えております。また、45番、46番の案件は、譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のためこちらの所有権の移転についても問題ないと思っております。以上で説明を終

わかります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号44番から46番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号44番から46番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりでありますのでよろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えてお

ります。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番 15 番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 4 号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 4 号 3 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 4 号 3 番について議案書をもとに朗読】**

本案件につきましては、従来から農業法人として経営をしていた法人を農地法の規定による要件に適用した農地所有適格化法人に移行するための農地の使用貸借案件であります。内容につきましては、別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5 番 5 番説明いたします。この案件は、農業法人として営農をしてきた経営体を農地所有適格化法人へ移行するための使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 4 号 3 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号4番、5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号4番、5番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書4ページ、5ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。4番の案件は、今月15日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。また、5番の案件は、後継者への生前贈与に伴う所有権の移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。いずれの案件も詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番、5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号4番、5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。この案件は、今月15日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第4号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月15日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第4号8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号8番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、今月15日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。な

	<p>お、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号8番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番説明いたします。この案件は格納庫の建設を目的とした転用でございます。今月15日に蛭原委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第6号1番について事務局から説明をいたします。</p>

事務局	【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17番	17番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月15日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号2番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月15日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第6号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第7号「幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。

議案第7号「幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。議案の下段に記載されております、農業委員会等に関する法律第6条第2項に「その区域内の、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行う」ことが農業委員会の必須事務に位置づけられ、重点的に取り組むことになりました。これにつきましては、委員の皆様も研修等で、すでにご承知のことと思います。

さらに、第7条で「農地等の利用の最適化の推進に関する目標、最適化の推進の方法の2つの事項について、指針を定めるように努めなければならない。」と規定されましたことから、本町におきましても本指針を定めることとしご提案させていただくものであります。内容につきましては、今月12日に三役会議を開催し、ご協議いただいているところであり本日委員皆様よりご意見をいただき特に問題等がなければ、本日の決定とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは内容についてご説明させていただきます。別紙案をご覧ください。概要といたしましては、農地利用の最適化の推進の柱であります、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」の3項目につきまして、現状3年後の平成32年の目標、本指針の最終年度である平成35年の目標、及び推進方法を定めております。

まず第1といたしまして「基本的な考え方」であります。朗読により説明にかえさせていただきます。農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。幕別町農業委員会は、活力のある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づく指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。なお、この指針は平成35年を目標とし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりにする。ということで、農地利用の最適化の推進に係る基本的な考え方について記載しております。

第2は、具体的な目標と推進方法についてということで、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の3項目について、現状と目標及び推進方法を記載しております。まず、1の遊休農地についてですが、現状・目標ともに遊休農地面積はゼロとし、(2)の発生防止・解消の具体的な方法としましては、毎年9月の農地パトロールと、農業委員の日常活動により発生防止に努めることとしています。2の担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、集積目標のうちBの集積面積の現状は、毎年度農林課のほうで北海道に報告している面積で、今年度の農業委員会の「目標及びその達成に向けた活動計画」にも記載されている面積であります。目標面積は、すでに担い手への集積面積率が高いことから現状から微増という面積を設定しています。(2)の具体的な推進方法としましては、今後経営主の高齢化等により供給される農地を担い手に集積されるように努めるとし、町・農業振興公社・農協と連携して農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業の活用を図ることとしています。3の新規参入の促進についてですが、現状につきましては、平成28年度に新規参入された個人・法人の数及び面積を載せております。3年後の目標については、個人は現在忠類地域において、ゆり根で新規参入を予定している3名の方、法人は見込みということで畜産1法人としております。最終年度の目標も見込みということで個人が酪農で1人、法人は野菜か畜産で1法人としております。(2)の具体的な推進方法については、農業振興公社が

実施している新規就農対策に農地の情報提供などといった協力を行い、参入後は地域での体制作りに努めることとしております。内容ご覧いただきましたように、この指針を作成することにより委員の皆様へ新たなことをお願いするということではなく、皆様が取り組んでこられました内容でありますので、引き続きこれまでどおりの活動をお願いしたいと思います。

以上、雑ぱくではありますが、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第6回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

ご起立願います。ご苦労様でした。